

著作権法改正要望に関する本協会加盟校へのアンケート回答結果

平成25年12月24日現在

区分	(校)		
	大学・短大	大学	短大
加盟校	377	280	97
募集停止	7	1	6
回答数	344	259	85
回答率	93%	93%	93%

区分	(校)		
	大学・短大	大学	短大
未回答	26	20	6

1. 大学教育の質的充実に向けたeラーニングの利用及び環境改善について

(1) eラーニングの利用によりどのような教育上の効果が期待できると思われますか。(複数選択可)

単位の実質化を実現するために教室外で事前・事後学修が徹底できる。	260校	76%	(344校中)
主体的な学びを喚起し、問題発見・解決型の学修が展開できる。	186校	54%	
他者のコンテンツを利用した豊富な教材の提供が可能になり、学生に多面的な視点をもたらす授業の実現ができる。	210校	61%	
学生の理解度に応じた多様な教育を行える。	228校	66%	

(2) 他者の著作物が含まれた教材などのコンテンツを学内LANに掲載して、他者に許諾をとらずに例えば事前・事後学修など授業以外の時間・場所で利用できるよう、法改正を希望しますか。

早急に法改正してほしい	130校	38%	317校(92%) ※法改正を希望する 大学・短大の一覧 は別紙参照
著作権者への理解を踏まえて、2年以内に法改正してほしい	121校	35%	
第2期教育改革振興基本計画の実施期間中を目途として、5年以内に法改正してほしい	62校	18%	
その他 (将来的には法改正を望む)	4校	1%	
その他 (組織として著作権を完全に保護する保証ができない等)	2校	1%	
法改正は必要としない	6校	2%	
未回答	19校	5%	
計	344校	100%	

2. 著作権者の利益を保護するために大学として守るべき利用条件について

賛同する	317校	92%
賛同しない	12校	4%
未回答	15校	4%
計	344校	100%

異時での自動公衆送信における著作物の利用条件

- (1) 学校その他の教育機関の授業を目的とした利用に限定する。
- (2) 自動公衆送信を受ける対象者は、授業を受ける者及び授業を担当する者とする。利用者を限定するためにID、パスワードを設定する。
- (3) 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物は除外する。
- (4) 自動公衆送信を行う著作物には、複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。例えば、動画はストリーミング方式で配信し、静止画・文章はPDF化する。
- (5) eラーニング利用に伴う著作権保護に関する遵守事項を作成し、セミナーやWeb等で授業を行う者と授業を受ける者への指導・教育を徹底する。